

# 郵送による住民異動届出（特例転出）

R5版

大 田 原 市 長 様

届出年月日 (ご記入いただいた日)	令和	年	月	日
転出予定年月日	令和	年	月	日

届出人 <small>※署名または 記名・押印</small>	
連絡先	

※連絡先は日中連絡のつく電話番号を記入してください。

住 所	新		世 帯 主	新	
	旧			旧	

○転出する方全員を下記へ記入してください。

	フリガナ 氏 名	生	年	月	日	個人番号カード（マイナンバーカード） または、住民基本台帳カードの有無 <small>※住民基本台帳用暗証番号（4桁）を覚えている方は 特例転出が可能です。特例転出希望の方は □に✓してください。</small>
1		大 昭 平 令	年	月	日	有 ・ 無
						<input type="checkbox"/> 特例転出希望
2		大 昭 平 令	年	月	日	有 ・ 無
						<input type="checkbox"/> 特例転出希望
3		大 昭 平 令	年	月	日	有 ・ 無
						<input type="checkbox"/> 特例転出希望
4		大 昭 平 令	年	月	日	有 ・ 無
						<input type="checkbox"/> 特例転出希望
5		大 昭 平 令	年	月	日	有 ・ 無
						<input type="checkbox"/> 特例転出希望

※日中の連絡先、転出する方の住所・氏名・生年月日・個人番号カード（マイナンバーカード）、または住民基本台帳カードの有無を必ず記入してください。

※特例転出届をした方は、引越し先の市区町村に「個人番号カード」、または、「住民基本台帳カード」を持参することで、転入の手続きができます。ただし、転入先の市区町村窓口で住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）が必要です。お忘れの方は通常の転出届となりますので、転出証明書の交付を受けてください。

# 郵送による住民異動届出の手続き方法

R5版

大田原市から他の市区町村へ住所を異動する場合は、住所異動（転出）の届出が必要です

転出する世帯員の中に、「個人番号カード（マイナンバーカード）」、または「住民基本台帳カード」をお持ちの方がいる場合、特例転出届ができます。この特例による届は、引越し先の市区町村に個人番号カード（マイナンバーカード）、または住民基本台帳カードを持参することで転入届ができます。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約もできます。オンラインで届出をした場合は、郵送での手続きは不要です。

## ○特例転出（郵送用）の記入上の留意点

### 1 特例転出の対象となる方

・有効な個人番号カード（マイナンバーカード）、または、住民基本台帳カードをお持ちの方で、大田原市以外の市区町村に引越す方

※転入先の市区町村窓口で住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）が必要となります。お忘れの方は通常の転出届となりますので、転出証明書の交付を受けてください。

### 2 転出届の届出ができる方

・「本人」または住所を異動する前の「同世帯員」です。

※マイナポータルをご利用の方は「本人」のみ。これまでの住所で同じ世帯の人（一緒に住民票に記載されている人）が、同じ新しい住所に引越しをする場合は、まとめて手続きができます。

### 3 転出届の届出期間

・新しい住所地に住み始める日の前後14日以内

※転入した日から14日経過した場合、または転出予定日から30日経過した場合は、個人番号カードが失効してしまい、特例転出はできません。（通常の転出届となりますので、転出証明書の交付を受けてください。）

・マイナポータルを通じたオンラインによる転出届は30日前から利用できます。

## ご郵送いただくもの

① 住民異動届 郵送による住民異動届出（特例転出）を記入漏れのないように作成してください。

② 届出者の本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード（※）、パスポートなどの写し 顔写真つきのもの1点

（※個人番号は見えない様に表面のみ写しをとってください。）

または、健康保険証、年金手帳などの写し 顔写真なしのもの2点

（※保険証記号番号などは見えない様に写しをとってください。）

③ 国民健康保険証（加入している方）

④ 印鑑登録証（登録している方）

⑤ 返信用封筒（転出証明書交付希望の方のみ）

切手を貼り、申請者の住所・氏名等を必ず記入

### 4 転入手続き

・特例転出者には処理が完了次第、大田原市市民課よりお電話しますので、必ず日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。転出証明書の交付を希望する方は処理が完了次第、郵送いたします。

その後、住み始めてから14日以内に転入先の市区町村窓口（住民課等）にて、転入の届出をしてください。

※転出証明書を交付希望者は、配達と市役所での処理に日にちがかかるので日にちには余裕をもって届出をしてください。

### 5 その他の注意事項

・この手続き以外に、国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当などの手続きが必要な場合があります。あらかじめ、ご確認ください。

詳しくは下記、または、転入先の市区町村住民課等にお問い合わせください。

〒324-8641  
栃木県大田原市本町1丁目4番1号  
大田原市役所市民生活部 市民課市民係  
TEL直通 0287(23)8752